

公的資金の取扱いに関する契約書に関する覚書

預金保険機構（以下「甲」という。）、株式会社整理回収機構（以下「乙」という。）、及び SBI ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、甲、乙、丙及び株式会社 SBI 新生銀行（以下「対象銀行」という。）が令和 5 年 5 月 12 日付けにて締結した公的資金の取扱いに関する契約（以下「原契約」という。）に関して、以下の通り合意したので、原契約と同日付けで本覚書を締結する。本覚書に別途の定義がなされない限り、原契約において定義された用語は、本覚書においても同一の意義を有するものとする。

1. 甲、乙及び丙は、原契約が締結されることを条件として本覚書を締結するものであることを確認し、原契約の規定を遵守することを約する。
2. 甲及び乙は、本覚書締結日と同日において公表される丙の子会社である SBI 地銀ホールディングス株式会社による対象銀行の非公開化を目的とした対象銀行の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本件公開買付け」という。）について、対象銀行の取締役会が賛同及び株主に対する応募の推奨の意見を決議及び公表しており、これが撤回又は変更されていないことを条件として、本件公開買付けにその保有する本株式を応募せず、また、本件スクイーズアウトを実施するために対象銀行の株主総会において上程される本件スクイーズアウトに関する議案に対して賛成の議決権を行使するものとする。
3. 本覚書は、原契約がその当事者によって有効に締結されたことを条件として効力を生ずるものとし、令和 5 年 8 月 31 日までに本件公開買付けが成立しない場合には失効する。

(以下、余白)

本覚書締結を証するため、正本3通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年5月12日

甲：東京都千代田区大手町一丁目9番2号
預金保険機構

理事長 三井秀範

乙：東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
株式会社整理回収機構

代表取締役 本田守弘

丙：東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIホールディングス株式会社

代表取締役 北尾吉孝